# 第5回農業委員会総会議事録

1 招集日 令和2年5月7日(木)

2 開会日時及び場所

令和2年5月7日(木) 午後2時00分

雲仙市役所別館3階会議室

3 閉会日時 令和2年5月7日(木) 午後4時03分

4 委員氏名

(1)出席者(10名)

1番 草野 英治 2番 大島 忠保 4番 東 康敬 5番 林田 剛

6番 森﨑 茂徳 7番 渡部 篤 11番 三浦 憲二 12番 内田 弘幸

18番 大久保信一 19番 小筏 正治

(2)欠席者(9名)

3番 松永 一 8番 平野 利光 9番 馬場 保 10番 徳永 玉義

13番 池田 兼三 14番 松尾 茂敏 15番 川内 幸徳 16番 草野有美子

17番 鶴﨑 進

5 議事に参与した者

事務局長 坂本 英知 主 査 北尾 祥

次 長 増富 浩彦 農漁村整備課 宮崎 彰博

参事補 原田 誠二

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第27号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定

について

日程第6 議案第28号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

日程第7 議案第29号 土地改良事業に参加する資格について

- 7 農政推進に係る協議事項
  - (1) 農地取得等の下限面積の特例について
  - (2) 農業委員会だより(掲載項目)について

#### 8 その他

(1) 婚活イベント実施の可否について

#### 午後2時00分開会

**〇事務局(原田 誠二君)** 議事に入る前に、議案の訂正と取り下げをお願いしたいと思います。

まず訂正についてです。議案書7ページ、議案第25号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての受付番号1番、そこの所在地番の2筆目です。愛野町乙字境之尾下45とあるんですけども、「45」じゃなくて「671」に訂正をお願いいたします。

次に、申請の取り下げによる議案の削除をお願いいたします。議案書17ページ、議案第27号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についての受付番号15番、これが取り下げが出されましたので削除をお願いします。

これに伴い、受付番号が順次繰り上げとなりますので、繰り上げをお願いします。 15番が削除で、次の16番からが15番になります。 23ページまで番号が訂正になります。順次していただくと、29番まであったのが1番から28番までとなります。

訂正等は以上でございます。

**〇事務局長(坂本 英知君)** 本日は晴天が続きお忙しい中に、委員の皆様におかれましては参加いただきましてありがとうございます。

初めての過半数により開催となった総会ですけれども、本日は松永委員のほうが欠席となられ、 代理として森﨑委員が出席をされておりますので、A班、B班の森﨑委員と松永委員がかわるよ うな形になりますので、前回配布した資料の訂正をお願いいたしたいと思います。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数を超えておりますので、会長、議事の進行をよ ろしくお願いいたします。

**○議長(小筏 正治君)** どうも皆様方こんにちは。先ほど局長のほうからもコロナの影響で今回初めて、次回もそうなんですけど、過半数の評議員でご審議をするようになったところであります。

本日は大変お忙しい中に皆様方お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

それでは、ただいまから令和2年第5回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、11番、三浦委員、12番、内田委員、 両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、 議案第29号土地改良事業に参加する資格についてまでの議案6件となります。

それでは、議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局(原田 誠二君) 議案書2ページをごらんください。

〔議案第24号の朗読〕

議案書は3ページ、受付番号1番から9番まで9件の申請があっております。詳しくは別添 1をごらんください。

以上です。

○議長(小筏 正治君) それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいた します。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員(4番 東 康敬君) 議席番号4番、東部調査会長の東です。

東部調査会関係分は、受付番号1番から3番です。

受付番号1番は、相手方の要望により譲り受ける案件です。

受付番号2番は、経営規模の拡大のため譲り受ける案件です。

受付番号3番は、後継者へ贈与する案件です。

受付番号1番から3番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございます。

まずは、受付番号1番から3番についてご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

#### [「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。どうぞ。
- ○委員(12番 内田 弘幸君) 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号4番から5番です。

受付番号4番は、耕作できないため親族へ贈与する案件です。

受付番号5番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号4番から5番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号4番から5番について何かご質疑ありましたら、お願いいたします。どうですか、4番、5番。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- ○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長より、お願いいたします。
- **〇委員(7番 渡部 篤君)** 議席番号7番、西部調査会の渡部です。本日は調査会長欠席のため、かわって説明します。

西部調査会関係分は、受付番号6番から9番となります。

受付番号6番は、相手方の要望、耕作のため買い受ける案件です。

受付番号7番は、耕作面積拡大のため買い受ける案件です。

受付番号8番は、耕作利便のため原野と交換する案件です。交換先の原野については、平成 31年3月に農地搭載願いによって農地台帳へ登載されていたことから、来月申請することになっています。

受付番号9番は、相手方の要望、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号6番から9番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号6番から9番について何かご質疑がありましたらお願いいたします。

- **○委員(7番 渡部 篤君)** 済いません。私の説明した受付番号9番、この別添1の33ページですね、これ名字が山本となっているが、井上です。別添の名前が間違っています。
- **〇議長(小筏 正治君)** 山本じゃなくて井上ですね。

ほかにありませんか。ありませんね。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ほかにご質疑がないようですので、議案第24号農地法第3条第1項の規定 による許可申請について、受付番号1番から9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**〇議長(小筏 正治君)** ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第25号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局(原田 誠二君) 議案書6ページをごらんください。

〔議案第25号の朗読〕

議案書は7ページ、受付番号1番から2番まで2件の申請があっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長(小筏 正治君) それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

中部調査会、お願いします。

〇委員(12番 内田 弘幸君) 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号1番です。

受付番号1番は、一般住宅用地として転用する追認申請です。申請地は農振白地、宅地に囲まれた土地であることから第3種農地と判断しました。申請地は昭和38年ごろから住宅用地として違反転用している状況です。しかし、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地は、簡易手続相当の違反案件と判断し追認許可を出すことができるとされています。

受付番号1番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

まずは、受付番号1番について何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。 [「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いします。
- ○委員(7番 渡部 篤君) 議席番号7番、西部調査会の渡部です。

西部調査会関係分は、受付番号2番となります。

受付番号2番は、農家用住宅用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、10へクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、申請地が既存集落に接続していることから例外的に許可できる案件であると思われます。

受付番号2番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号2番について何かご質疑がありましたらお願いいたします。どうでしょうか。ありませんか。

## [「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第25号農地法第4条第1項の規定による 許可申請について、受付番号1番から2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
  次に、日程第4、議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、
  説明をお願いいたします。
- ○事務局(原田 誠二君) 議案書8ページをごらんください。

〔議案第26号の朗読〕

ただいま、受付番号2番の申請者より取り下げの連絡がありましたので、受付番号2番については取り下げとします。議案書は9ページ、受付番号1番、3番の2件の申請があっております。 詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長(小筏 正治君) 受付番号2番は取り下げとなりました。それでは、各調査会長から案件について説明及び現地報告をお願いいたします。

まず、中部調査会長、お願いします。

〇委員(12番 内田 弘幸君) 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号1番です。

受付番号1番は、一般個人住宅用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、10へ クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、申 請地が既存集落に接続していることから例外的に許可できる案件であると思われます。

受付番号1番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号1番についてご質疑がありましたらお願いいたします。

1番については質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- **〇議長(小筏 正治君)** それでは、続きまして、西部調査会より、お願いいたします。
- ○委員(7番 渡部 篤君) 議席番号7番、西部調査会の渡部です。

西部調査会関係分は、受付番号3番です。

受付番号3番は、一般個人住宅用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、住宅、 山林等に囲まれた10~クタール末満の農地の集団の一部で生産性が低いことから第2種農地と 判断しました。

受付番号3番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号3番について何かご質疑がありましたらお願いします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第26号農地法第5条第1項の規定による 許可申請について、受付番号1番、3番は申請どおり許可、受付番号2番は取り下げとすることにご 異議ありませんか。

## [「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、先に述べたとおり決定しました。

次に、日程第5、議案第27号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の 決定についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局(原田 誠二君) 議案書10ページをごらんください。

〔議案第27号の朗読〕

議案書は11ページ、受付番号1番から議案書23ページ、受付番号28番まで28件です。 詳しくは別添3をごらんください。

受付番号1番から10番についでは貸借に係る案件、受付番号11番から16番については所有権移転に係る案件、受付番号17番から28番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。

以上です。

○議長(小筏 正治君) それでは、議案第27号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から10番について、何かご質疑がある方お願いします。 1番から10番、ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) それでは、次に、所有権移転に係る受付番号11番から16番、何かご質疑ありませんか。11番から16番どうでしょう。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) そしたら、次に、農地中間管理事業に係る受付番号17番から28番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。農地中間管理について。はい、どうぞ。
- **〇委員(4番 東 康敬君)** 4番、東です。農地中間管理機構は、この次の議案書から、貸し手借り

手が一緒になるわけですか。次の議案書から。

- **〇事務局(原田 誠二君)** 事務局からです。次の集積と配分は一緒に上がってきますが、今回出ている集積ですね、この分の配分も一緒に来ます。
- ○事務局(増富 浩彦君) 来月から1本。
- 〇委員(4番 東 康敬君) 次の議案書から。
- ○事務局(増富 浩彦君) 次ですね。
- **〇事務局(原田 誠二君)** 7月。6月までは、また混在というか、きょうの分の集積の分の配分も上がってくるし、次の分の集積と配分、一緒の分も一緒に来ます。なので、予定では7月の総会で一本化の予定です。
- ○議長(小筏 正治君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**〇議長(小筏 正治君)** ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第27号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合した計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第6、議案第28号農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取についてを議題とします。

本案件につきましては、大久保委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第 1項の規定により退室をお願いいたします。

[18番 大久保信一委員 退室]

- **〇議長(小筏 正治君)** それでは、事務局、説明をお願いいたします。
- ○事務局(原田 誠二君) 議案書24ページをごらんください。

〔議案第28号の朗読〕

議案書は25ページ、受付番号1番から議案書27ページ、受付番号7番まで7件です。詳しくは別添3をごらんください。

以上です。

○議長(小筏 正治君) 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第28号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第28号農用地利用配分計画(案)については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、農用地利用配分計画(案)につきましては、特に 異議なしと回答することに決定しました。

ここで、大久保委員の入室を求めます。

[18番 大久保信一委員 入室]

○議長(小筏 正治君) 大久保君は、満場一致で了解もらいましたので、ご報告をいたします。
次に、日程第7、議案第29号土地改良事業に参加する資格について、事務局より報告を求めます。

○事務局(原田 誠二君) 議案書28ページをごらんください。

[議案第29号の朗読]

議案書は29ページです。資料は別添4をごらんください。 以上です。

- ○議長(小筏 正治君) それでは、調査会長から案件について説明をお願いいたします。 中部調査会長、お願いいたします。
- **〇委員(12番 内田 弘幸君)** 議席番号12番、中部調査会長の内田です。土地改良事業に参加する資格について、中部調査会から説明します。

本案件に係る農地については、全て賃借権等の設定はないため、所有者が土地改良法第3条資格者に該当すると中部調査会では判断しました。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございます。

ここで担当課のほうから詳しい説明があるということですのでお願いいたします。

○農漁村整備課(宮崎 彰博君) 皆さん、こんにちは。農漁村整備課の宮崎と申します。山田原第 2地区の基盤整備事業の担当をしております。本日はよろしくお願いいたします。

今回お願いするのは、吾妻町の山田原第2地区の計画変更に伴うものです。山田原第2地区については、県営事業で畑地の区画整理及びかんがい施設の整備を行っております。事業名、水利施設等保全高度化事業(特別型・畑地帯担い手育成型)、受益面積は55.4~クタール、受益者数が229名、工事期間は平成24年度から令和3年度、総事業費、事業費込みで26億7,750万円、事務費を除いて25億5,000万円、面整備が19億7,400万円と畑かんが7億350万円となっております。

工事については、区画整理工事及び畑かん工事については完了しており、残るは躯体工事のみ

となっております。

また、測量設計業務及び換地業務においては、昨年度で確定測量が完了しており、今年度権利 者会議、最終年度の次年度に換地処分の登記が完了予定となっております。現在、事業主体であ る県のほうで事業計画の軽微な変更手続を行っております。

別添4資料の2ページに事業計画概要書を載せておりますが、今回計画変更の中で、工事予定期間の工期末を平成31年度から令和3年度へと2年延長しております。

また、これにあわせて農業用用排水施設工、いわゆる畑地かんがい施設の整備面積及び受益面積について55.3~クタールから55.4~クタールに変更しています。今回の変更により区画整理工種と農業用用排水施設工種の整備面積に誤差が生じているのは資料の19ページに載せておりますが、資料にハッチングしてある箇所になるんですが、岩本栄次郎さんという方の圃場について基盤整備を行うに当たり、当初計画時点は事業に参加し同意書を提出して、経常賦課金等も完納しておりましたが、隣接圃場が基盤整備に参加しないとのことで、区画整理工種を除外し、農業用用排水施設工種のみ設置したためです。この0.1~クタール分が農業用用排水施設と区画整理の差になっております。

先ほども述べさせていただいたように、現在確定測量が完了したばかりで、測量結果を集計している段階ですので、変更概要に記されている面積と今回証明をお願いする面積には相違があることをご了承ください。最終の計画変更については、次年度行う予定となっております。

今回の土地改良法に基づく計画変更の手続の中で、区画整理及び畑かんを計画区域に編入した 4筆、区画整理及び畑かんを計画区域から除外した1筆、区画整理のみを除外した1筆の合計 6筆、4名の方について同意書の徴取が必要となります。その際、同意書に署名、捺印した方が 該当する圃場について、土地改良法第3条第1項または第2項に規定する資格を有しているか、 具体的にはその土地の所有者であるかまたは賃借権、使用貸借権などにより耕作を行っているも のであるかの証明を農業委員会にお願いする必要があるため、今回お時間をいただき説明させて いただいています。

議案書29ページに、3条資格者一覧表を掲載しておりますが、今回証明をお願いするのは 4名、圃場としては6枚となります。

次に、別添4資料の16ページですね。これに山田原第2地区の全体図をつけておりますが、ちょっと黒くて申しわけないんですが、該当するのは丸をつけている部分ですね。そこから引き出しで①、②、③の1、③の2、④の1、④の2と引き出されておるんですが、今回の対象地がその部分になります。

①、②、④の1、④の2については、道路や圃場を真っすぐ通すために編入するもの。③の 1については、先ほど説明させていただいたように、周囲の圃場の同意が得られず、区画整理を やむを得ず除外したもの、③の2については、島原道路の影響により除外になった箇所です。

17から22ページには詳細な図面をつけております。

なお、本案件に係る農地については、全て賃借権、使用貸借権などの設定はなく、所有者が土 地改良法の3条資格者となります。

以上、よろしくお願いいたします。

- O議長(小筏 正治君) ありがとうございました。
  - この案件について、何かご質疑はありましたらお願いいたします。
- **〇委員(18番 大久保信一君)** ちょっと尋ねますけども、これ先ほどの畑かんだけのをどうするという話だったですかいね。これは畑かんだけという形で参加できるわけですか。
- O農漁村整備課(宮崎 彰博君) 県にもちょっと一度確認したのですが、事業を実施する場合、通常だったら区画整理を行わず畑かんのみを行うことが基本的にはできません。しかしながら、今回のケースのように隣接圃場の未同意等により区画整理ができない場合は、畑かんのみを整備することもあるとのことです。

雲仙市では余りないケースですが島原管内の他市では、先ほど説明した理由などにより区画整理を行わず畑かんのみを行っている地区も結構あるということをお聞きしております。

- ○委員(18番 大久保信一君) そうした場合には今言われたように、そういう適切というか圃場整備に参加しないという、やむを得ない場合については畑かんだけでも参加できるという形で理解しておいていいか。
- 〇農漁村整備課(宮崎 彰博君) はい。
- ○議長(小筏 正治君) ほかにありませんか。いいですか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ほかにご質疑がないようですので、議案第29号土地改良事業に参加する資格については、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。ここで休憩といたします。休憩後に農政推進に係る協議を行いますので、お願いいたします。

#### 午後3時05分休憩

.....

## 午後3時18分再開

**○事務局(増富 浩彦君)** 雲仙市農地利用整備化推進会議並びに臨時総会の議決権行使書の件でちょっとご報告したいと思います。

農業委員さん19名中、全員賛成ということで議決書をもらいました。あと推進委員さんの分が29名いらっしゃるんですけども、3名の方が提出なしということで、あと賛成ということで26名もらっておりますので、令和元年度の目標並びにその達成に向けた活動の点検評価ということは、議案書どおりにいきたいと思います。

あと、それにつきまして、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画というのも臨時総 会の議案どおりに容認するものです。その目標に向かって活動してもらいたいと考えております ので、よろしくお願いいたします。

これにつきましては、今月の推進委員、例月の調査の中でも随時報告していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長(小筏 正治君)** それでは、引き続きとなりますが、農政推進に係る協議をただいまから行い たいと思います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の議事進行に入ります。

農地取得等の下限面積の特例について、事務局の説明を求めます。

**〇事務局長(坂本 英知君)** 私のほうから説明をさせていただきます。

まず、ご説明する前にお断りをさせていただきたいんですけれども、農政に係る協議、きょう 議題として上げている分につきましては、期限が定めてられないことと、可能な限り多くの委員 さんの意見をお聞きしたいということで、6月5日開催の総会の中でも議題として出席委員の意 見をいただきたいと考えておりますので、ご承知のほどよろしくお願いします。

それでは、会議次第をめくっていただいて1ページをごらんください。

ご存じの委員さんもいらっしゃると思いますけれども、復習の意味でちょっと説明が長くなりますけど聞いておいていただければと思います。

まず、下限面積要件とはどういうものかということなんですけれども、経営面積が余りに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されるということで、農地法で北海道2~クタール、その他は0.5~クタールですね。以上にならないと農地の取得、耕作の許可ができないとするものでございます。

ただし、農地法施行規則17条の1で、全体的に平均規模、経営耕地面積が少ない地域は、地

域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積をすることが可能とされており、雲仙市では旧町の例を引き継ぎ管内の下限面積を第1表のとおりに定めてあります。

2の別段の面積判定の欄をごらんください。現在の別段の面積の判定をしてみますと、下限面積50アールよりも小さく定めるための基準である「基準面積以下の農家戸数が全体の40%を下回らない」という項目については、第2表にあるとおり、いずれの地区も実際は該当しておりません。よって見直しをするとすれば市内全域が50アールということになります。

ただし、農地法施行規則第17条の2に、「この規定と別に遊休農地等が相当程度存在する区域がある場合などは、新規就農者の受け入れの促進により農地の有効利用等を図る観点から、地域の実情に応じ、農業委員会が別段の面積を定めることが可能です」と書いてあります。後でご紹介いたしますけど、他市等が取り組んでいる農地付き空き家の農地取得をする場合など、この規定により特段の面積を定め50アール未満であっても取得を認めているところでございます。

2ページをごらんください。

「雲仙市の状況と課題」に記載をしているとおり、市全域で荒廃農地の面積は859ヘクタールに達しており、平成26年度の1.7倍となっております。ただし、実際は非農地判定を発出していることから、数値自体の面積は小さくなっておりますけど、非農地を発出していないとなれば1.7倍にふえているということになります。

また、農地利用アンケート調査の結果では、約5割の後継者が未定と答えており、このままでは耕作条件が悪い農地がさらに短期間のうちに荒廃農地となることが懸念されております。

本市でも国の事業を含めたさまざまな支援制度を創設しているものの、農業の新たな担い手として思うような新規就農者の増加には至っていないのが現状です。4の課題解消への取り組みに記載しているとおり、この対策としては、耕作条件が悪い農地から優良農地への転換、それを担い手に集積を図ることが必須であり、農家の費用負担なしに基盤整備ができる農地中間管理機構関連農地整備事業の推進を軸としながらの現農地を維持管理する新規耕作者の確保を行う必要があると考えます。

しかし、就農に当たっては、下限面積50アール以上の耕作やそれに対応するため農機具等の調達の初期投資が必要なことから、高齢者はなかなか参入しづらい状況にあります。生きがいづくりとして、まずは家庭菜園並みから就農したいなどの就農希望者に対して、狭小な農地を利用し維持管理をしてもらうという手法は、荒廃農地の発生を防止する効果的な一つの方策と言えるため、今回、特段の下限面積の設定について協議をお願いするものです。

ただし、5の留意点にあるとおり、注意しなければならないこともあります。 (1) 農地の全てを効率的に利用すること、 (2) 必要な農作業に常時従事すること、 (3) 一定面積を経営することが、農地法3条の規定にのっております。ただし、 (3) の一定面積を経営することにつ

いては、別段の面積を設定をすることで、例えば1アールからでも可能となります。

(4) 周辺農地の利用に支障がないこと、これも済いません、農地法3条のことでした。

そのほかにも(5)の対象となる農地の一部または全部が耕作放棄地、または今後、耕作放棄地になる可能性がある農地であること。これは本来の目的である農地の荒廃化の防止に寄与することが、特段の下限面積の設定でありますので、こういう制限も必要なのかなと考えております。それと(6)担い手となる農家の集積に支障を及ぼさないこと。これは今後議論していただきたいんですけど、例えば農振農用地内はだめだよとするのか、第1種農地の区域内にあり担い手へ農地集積を支障を来すおそれがある農地、どのような条件で担い手となる農地集積に支障を及ぼさないという定義をするのか。今後またご意見をいただきながら作成をしたいと考えております。

(7)他の用途への転用、用は資産運用ですね、行く行く宅地にするけん、とりあえず5反以上持たんでよかったら、10アール、1反だけ買っちょこうかいとか借りとこうかいというようなことにならないように一定の制限を付す必要があると考えております。

6の検討課題をごらんください。

別段の面積を設定するに当たり、以下のようなことを、これは事務局も含めて、私たちまだき ちんとした整備ができておりません。なので、事務局も含めて委員の皆様からご意見をいただき たいんですけれども。

- まず、(1)ですね、別段の面積を設けるに当たり、この趣旨にあった新たな事業、要綱を創設する必要があると考えております。この要綱を農地付き空き家とセットにして要綱をつくるべきか、別々につくるべきか、ちょっと事務局でもまだ整理ができておりません。
- (2) の新たな事業の根拠となる法令は、基盤強化法によるものか、3条によるものか、どっちがいいのかなということもまだ事務局でも検討をしているんですけど、明解な解決になっておりません。ただし、基盤強化法を根拠にした要綱をつくりますと市長部局との協議が必要になってきます。
- そして、(3)番、定年帰農者等向けの事業は、50アール未満でも農地の取得を認めるのか、利用権設定のみとするのか。要は賃借だけですね、貸借設定するだけにするのか、要は定年帰農者向けの事業で農地取得を認めた場合、後継者がいない場合、その農地がまた維持管理の問題や農地権利者の分散は、農地集積の趣旨からは認めない方がいいと事務局は考えているんですけれども。それでは貸借だけ認めた場合、農地付き空き家は農地の取得も認めているわけですたいね。その辺の整合性がとれるのかなという考えもありますし、取得を認めたら認めたで、またいろんな問題が出るなということも考えております。
  - (4) 他市の事例では、事業の実施要項の中で農地付き空き家については空き家バンク、定年

帰農者向けの分については、農地バンクに登録されているものとされている場合があります。となれば、雲仙市でも、これにあわせて農地バンクを創設すべきなのかなとも考えております。

雲仙市では、雲仙市農地銀行規程は制定されておりますけれども、具体的な実施要綱は制定を されておりません。雲仙市農地銀行規程は、きょう資料としては添付しておりませんけれども、 どういう基準をもって農地バンクを進めていきますよという全体的な構想の分あるんですけど、 具体的にこうしていくんだという規程が、要綱が制定をされていないので、農地バンクもあわせ てするならば、この要綱も制定をしなければならないと思っております。

4ページをごらんください。今後のスケジュール案としましては、委員の皆様のさまざまな意見や、ことしも意見書を出すか出さないかは委員の皆様にお諮りをしておりませんけれども、5月、6月に今コロナでなかなかできるのかなという感覚はあるんですけれども。総会があるので、そこの中で主な意見書でどのような要望を市に対してしたらいいですかということをあわせながら、この下限面積の意見を少し議題として上げて、担い手、青年農業者あたりに意見を聞きたいなと思っているんですけれども、ちょっとなかなか総会が開かれるのかなという心配をしております。開かれない場合は、もうある程度農業委員会主導でやらざるを得んのかなとは思っておりますけれども、いずれにしても10月の総会で緩和措置の実施をするかしないかの可否を決定をしていただいて、そこで実施をするとした場合は、市長レクチャーをした後に12月議会に説明をして、3月の農業委員会だより、市のホームページ等で周知を図り、施行は令和3年4月1日からやろうという考えでおります。

5ページは、少し古い資料ですけれども、他市の状況の一覧を掲載をしております。後もって ごらんいただければと思います。

説明は以上です。

- ○議長(小筏 正治君) ただいまの説明に対してご意見、質問などありましたら、お願いいたします。どうぞ。
- **〇委員(18番 大久保信一君)** 農地と空き家とのセットという形のされている土地だったんですけども、この空き家と農地をセットしたところ、面積は大体わかるわけですか。どれぐらいあるというのが。
- **〇事務局(増富 浩彦君)** 空き家ですか。空き家に特化した部分ですか。それはもう空き家に登録してある農地ということは、面積は大体わかりますね。
- ○委員(18番 大久保信一君) 今ここではわからないのか。
- ○事務局(増富 浩彦君) 今ちょっとわからんですね。
- ○事務局長(坂本 英知君) 今、空き家バンクに登録されておる農地付きは、面積はわからんけど、 対象となるのは2件あるとかないとか聞いたけど。

- ○事務局(増富 浩彦君) そうですね。
- ○議長(小筏 正治君) 2件あるかないかということ。
- **○委員(6番 森崎 茂徳君)** これもう雲仙市からおらんごとなるけん一緒やもんね。こがんと入れても迷惑よ。小浜でたしか3人ぐらい来たけど、全部おらんごとなった。
- ○委員(4番 東 康敬君) 居心地悪かったとやろう。
- **〇委員(6番 森崎 茂徳君)** いや、やっぱり収入のなかとさ、勤め人に対して農家は。
- ○委員(18番 大久保信一君) 担い手の集積とそこに何か問題起きらんならよかばってん。
- ○委員(2番 大島 忠保君) 愛野の中でも圃場整備をしたというころに、一部を愛野の無線の下のほうのところの、圃場整備をしたところの角のところにちょっとした市民農園ぐらいなのをつくってやりよったばってん、結局おしまいになってしもうて、またもとに戻ってというか。もしやっときに、離れたところに耕作放棄地みたいのだったら、それは問題なかったかもしれんばってん。ある程度の農地は農業者がつくりよるところ、脇あたりでやってもろうても、消毒とかは今はやかましかけんですね。ちょっと難しかったところもあるかなという感じはあるとですね。
- **〇委員(18番 大久保信一君)** 消毒関係の問題とかいろいろなトラブルがあったりするから。
- **〇委員(2番 大島 忠保君)** 隣の人が消毒して、自分のによくかかってしまってとか出てくるでしょう。
- ○委員(18番 大久保信一君) 無農薬でしとるとにて言わすとたい。
- **〇委員(2番 大島 忠保君)** 問題になって貸し手に戻ってきた。そしてだんだん荒れてしもうて。
- 〇議長(小筏 正治君) 何年ぐらいした。
- **〇委員(2番 大島 忠保君)** 3年でしょうか。半分ぐらいはしよらしたけどなかなか要望しても集まらんごとなって、もう今のようなことはできん、3年のうちにおらんごとなった。
- ○議長(小筏 正治君) 大体3年ぐらいで、こがんなっとね。
- **〇委員(2番 大島 忠保君)** ちょこっとやって楽しんで百姓してもろくなものは作れん。自分たちはやさしく考えておらすとですよ。誰でん百姓ばできると考えて来らすとね。野菜とか植えれば育つぐらい思っとらすとばってん、そげんうまくいくもんかね。この人たちのはものにならんて。
- **〇議長(小筏 正治君)** いろいろ意見が出ていますけど。
- **○委員(1番 草野 英治君)** きのう小浜でブドウば植えよったですたい。そしたら、ワイナリーば つくるというて、3年後に一応とったんですけど。名刺にワイナリーて書いてあった。今しよっとこ は5畝なかぐらいやったですけど、それば増やすと言って、コトヒラの荒れとるところ、もうあそこ を開いてしよっとですけど。長野でワインの修業はしてきてという感じで。
- ○委員(18番 大久保信一君) そうですか、若い人ですか。
- **〇委員(1番 草野 英治君)** 40代ですね。たまたまブドウ植えよったけん、聞いたんです。

- **〇事務局長(坂本 英知君)** 議長、ちょっと補足をさせてもらっていいですか。
- 〇議長(小筏 正治君) はい、どうぞ。
- ○事務局長(坂本 英知君) 今、大島委員さんがおっしゃった分は2ページの下のほうに5の(4) 留意点とあるんですけど、そもそも農地法3条に周辺の農地利用に支障がないことということが、も う農地法3条にうたわれちょっとたいですね。極端に言えば、後からそこを借りて周辺の農地と調和 をしてつくりなさいよというのが農地法にも定めてあるので、例えば後から来た人が無農薬を俺はつ くるけん、周りが農薬振ってもらえば困るという方も調和は崩しちょってということやけん、そうい うことはできんということになるわけ。
- **〇委員(6番 森﨑 茂徳君)** いや、そが言うけど、相手はぜったいダメと言うと。
- ○事務局長(坂本 英知君) いや、確認の意味で3条の調和をするとなる。
- **〇委員(6番 森崎 茂徳君)** そが言うけれど、関係なか。無農薬でやるて相手が言うとて。そいけん農業でしとる者と遊び半分でしてつくる者は違うと。
- **〇委員(1番 草野 英治君)** 名刺もらっとるとよ。
- ○委員(6番 森﨑 茂徳君) そいも多分二、三年したら終わる。
- **○委員(18番 大久保信一君)** そういう定年した人や都会から若い人が来るという、雲仙市に対してそういう何かデータ的なもので、したいという話が、少しあるわけ。やりたいとか。
- ○事務局(増富 浩彦君) 今のところは少なかとでしょうけど。これが今から多分全国ふえてくるのは、この農地付き空き家とのセットで、どうしても空き家のふえていく中で、空き家の所有者は農地も一緒に売りたかという人が絶対出てくると思うとですよ。そこら別々に一遍に考えるとじゃなくて、3ページに検討課題としとるとですけど、1から4までのあるうちの別々にちょっと考えてもらえればとは思います。何もかにも一緒に考えなくて、下限面積は下げるとか、空き家と農地はセットでつくるのかとか、個人さんのサラリーマンの定年者にするとにはこういう条件はつけて認める方向でいくとかというふうな考え方で、まとめてもらえればいいのかなと思いますけど。
- **○委員(6番 森崎 茂徳君)** 定年者はこれに、今までの設定に該当する方法でせんば、荒らすばっかしじゃ、ある程度下限面積を持ってもらうほうが。土地つきを買う人はしょうがなかけど、定年者はそこに幾らかあるけん、帰ってきてするということやろうけん。それは5反なら5反、新たに買うてもろうてしてもらわんにゃ、どうもならんと思う。
- ○事務局長(坂本 英知君) 今のご意見の分については、2ページの留意点の5番ですね。もともと趣旨というものは、荒廃農地化はどんどんしよるから、誰かが防止をしてもらえんかと。今も現状として帰農者で定年された人が、人の農地をヤミ耕作みたいな感じで耕作されている事実もあります。それを農業委員会が認めていいのか、知らんふりしていいのか、よくないのかということも一つ。

もう一つは、そんなに大きな効果はないと私も思うんですけれども、少しでも狭い農地を少し

家庭菜園的に耕作していただくことによって、荒廃農地の防止が防げるんじゃないかというのが 2ページの5の留意点の(5)によって、農地の一部または全部が荒廃農地をしている分しかだ めですよという条件をつけたらどうかというお考えですね。

- ○委員(4番 東 康敬君) よかですか。今定年退職60歳から65歳、まだ現役でばりばりじゃなかですか。そうしたときに、再就職よりも農業、家庭菜園とかいろんな形をしたいというニーズはあるわけですね。そうしたときに、土地を取得、貸し借りをするときでも、農業委員会で貸し借りという形の体制づくりじゃなくて、届け出ぐらいな形で登録をしとって、そこは管理としては農業委員会が目を見張って管理じゃないけど監督をしとくというような、そういうふうな姿のちょっと緩やかなやり方の中で門戸を広げていけば、やっぱり所有権までしたいとか、貸し借りを農業委員会まで通してと言えば、誰もせんですたい。1反ぐらい、5畝ぐらいしろと言って絶対せんですよ。それよりも登録じゃないけど届けだけしてくださいと、そういうお願いから把握ができるんじゃなかろうかと思うところがあるわけですね。そこら辺はどうなんですか。
- ○議長(小筏 正治君) いろいろと今話しがでているんですけど、この案件につきましては、またいろいろそれぞれの考え方も案として、また次の総会でも皆さん方と協議したいと思います。
  次もありますので、次いいですかね。
- ○事務局長(坂本 英知君) 一つだけ。ご意見に対して、基本的に先ほど言ったとおり、農地法3条によるものか、基盤強化法によるものかということをしたんですけど、おっしゃるとおり簡便な方法がいいとは思います。そういう方法があるかどうかも、まだ勉強してみますけど、基本的に3条か基盤強化法を根拠法令にした場合にならないとできないとなれば、農業委員会を通さんと難しくなるかもわかりません。
- **〇事務局(増富 浩彦君)** そいけん、下限面積というとば下げるとです。
- **〇委員(4番 東 康敬君)** 下限面積がまたネックになるもんな。悪く言えば、いろんな土地でもできるわけですという形になってくるわけ。
- **○議長(小筏 正治君)** 農地ストック、下限面積に関しましてはそれぞれの考えがあると思いますけ ど、次に行きたいと思います。

次に、農業委員会だよりについて、記載の項目について事務局の説明を求めます。

○事務局(北尾 祥君) 資料の6ページをごらんください。本年の広報誌「農業委員会だより」につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の公募があることから10月及び3月の2回発行を予定をしております。

次の7ページのほうに過去の掲載記事の一覧を載せております。上段が改選があったときの 10月発行分で、下段が毎年発行している3月分の発行になっております。

一応過去の掲載事項を参考に、済みません、6ページのほうに戻っていただいて、6ページの

ほうに掲載内容を検討しておりますので、こちらでどうかと提案させていただきたいと思います。 主だったところとして、10月発行分につきましては、農地利用アンケート調査の結果につい て、人・農地プランの実質化というところに力を注いでいくこととなっておりますので、新たに ページ数2ページの検討をしております。

3月分についても、おおむね例年どおりの記事となっておりますが、農地のことは農業委員、 地域の推進委員にまず相談をという項目と、流動化補助金が今度は廃止となりますので、こちら のほうを掲載を考えております。

また先ほど局長から話があったとおり、農地所有の下限面積の特例について、この後話をいた します婚活イベントについては、その可否等を含めて検討をしていきたいと思っております。

その他に掲載すべき項目がありましたらご意見をいただきたいと考えております。掲載記事が 決定後、記事の詳細については8月の総会までにお示しをしたいと考えております。

説明は以上です。

○議長(小筏 正治君) ただいま農業委員会だよりについて説明がありましたけど、この案件に対して何かありませんか。農業委員会だより、ありませんかね。事務局の説明があったとおりでいいですか。ありませんか。

# [「異議なし」と言う者あり]

**○議長(小筏 正治君)** はい。それでは、ただいま説明があったとおりに進めていきたいと思います。 それでは、その他に移ります。

婚活イベント実施の可否について、事務局の説明を求めます。

- **○事務局(北尾 祥君)** 8ページのほうをごらんください。婚活の実績の表になっております。
  - 一番上のところから5年前、最初に婚活を始めました。平成27年度からそれぞれ開催の年月日、イベント名、内容、会場、そして参加人数、カップル成立数、成婚数、内容、財源、参加費ということで、各年度ごと横に記載をしております。
  - 一応31年度、昨年度まで実施をしたんですが、令和2年度の開催については、その決定、開催をするかどうかというところの決定を来月の総会のときにしていただきたいと思っております。というのも、財源として県の補助、市の補助金などの申請が8月となっておりますので、その申請をする前までには内容等も含めたところに話をしていきたいと思っておりますので、できれば来月の総会までに開催するか、開催しないかというところを決めていただきたいと思います。

今どうしてもコロナの関係で、なかなか先が見えない中でなので決めづらいところもあるかと 思うんですが、そのような形で今年度の婚活の開催についてお話をしていただきたいと思います。 以上です。

**〇議長(小筏 正治君)** ただいま事務局で婚活の件でご説明がありました。この件に関して何かご意

見、ご質問があったらお願いします。はい、どうぞ。

○委員(4番 東 康敬君) この婚活イベントについて、この前したときにカップリングは5組ありましたよね。その中で追跡調査じゃないけど、ちょっと友達の関係を頼りながら、その後の5組のカップリングのその後をちょっと聞いたところが、非常にいい状態の中で進んでいるという報告じゃないけど、お話を聞いております。

そういった中で、友達関係の中で再度あれば私も行こうという、そういう人もおるわけですね。 そういう形からすれば、一つは継続をしてでも認知度としてはいっているんじゃないかという気 持ちはあるわけですよね。

- ○議長(小筏 正治君) 今、東君のほうから、ことしの婚活の結果5組ぐらいのカップリングがあったということで、今現在局長そこあたりはどういうふうな話しが入っておりますか。結果は。
- ○委員(5番 林田 剛君) 5組のうち2組が千々石の人で、それで1人は私の近所の人ですけど。 2人ともまだ続いているという報告は聞いているんです。相手は2人とも国見の女の子が、2組のま だ交際が続いていることは聞いている。
- ○議長(小筏 正治君) 成婚までいくように隣の人だったらぜひ力添えを。
- **〇委員(4番 東 康敬君)** カップリングまでいけば、次は祝い金ぐらい準備しとって予算を取って もらいたい。
- 〇議長(小筏 正治君) 南串の松永君は。
- **○事務局(増富 浩彦君)** 3月の末は続いているという話。ちょうど市役所に来とったもんやけ、聞いたらですね。
- **〇委員(12番 内田 弘幸君)** 次の婚活イベントはどれか成婚したら次するごとしようかね。
- **〇委員(6番 森﨑 茂徳君)** ある程度交際が続いているならしてもよかとよ。
- ○委員(18番 大久保信一君) 補助金申請しとっても、もしもコロナの関係で何かダメでもよかと やろ。
- **〇事務局長(坂本 英知君)** 次回のまた集まった人の意見とあわせて、ここで賛成なのか諮ってもらって。

ただ、大変水を差すようなんですけれども、コロナウイルスがまだ終息を迎えていない中でしていいのかなという、事務局としては少し感覚があります。

定義づけじゃなかですけど、大体5回したので、ことしは1年コロナの関係で延期して来年また充実したものをするという考えも、ないのもありかなという感覚であるんですけど。するとなれば、またどういう内容で、どういう場所と内容を十分農業委員さんの意見を聞いてしていかなきゃいけない。

**〇委員(12番 内田 弘幸君)** 予算の関係で8月ぐらいまでに決めんばとかなればさ、ちょっと無

理な話じゃ、コロナの状況のほうも。

- O議長(小筏 正治君) それで、するならするにしとって、コロナの状況を見て、ちょっとダメとなったときは、せっかく予定にはあげとったけど、無理ということで、そりゃみんなわかってくれると思うよ。
- ○事務局長(坂本 英知君) 一応出しておけというご意見もあるんですけども、内容と場所は事業計画にのせんばいかんので、こういう内容でやるので補助金をくださいなので6月の総会で半分の人が来て、そこでもまた意見をもらって、7月、8月の2回でもう場所と内容を、コロナは発生しているときは中止にするとしながらも、内容は決めてもらわんばいかん、あと2カ月ですね。
- ○委員(18番 大久保信一君) 内容はですよ。そしたならば、前回これだけいい結果が出ておったならば、前回のごとしとってよかとたい。
- ○委員(12番 内田 弘幸君) うまくいきよると言いよった人たちの話ば聞きよったら、やっぱり 人気のあるフラワーアレンジメントですね、こういうのをやっぱり、あれが一番よかって、本来共同 作業という、何かあれはやっぱりされてよかですね。前回もそういう評価が出て、今回も。
- O議長(小筏 正治君) するか、せんかははっきりしてもらわんと困るということですけど、ここの 委員会ではしてもいいというようなことで、次の総会でもっていったら、次どうなるかとですね。 次の総会でもやるとなればやるという。8月まで、7月ぐらいに決定すればよかとやろうけん。
- **〇事務局長(坂本 英知君)** 8月にイベント内容まで決めてもらわんにゃいかんです。
- **○議長(小筏 正治君)** 局長のほうから8月まで決めてもらいたいということですので、よろしくお願いいたします。

ほかにこの婚活イベントに対して何かご質疑、ご意見ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) そしたら、ないようでしたら、以上をもちまして、きょうの全ての協議を終わりにいたします。

事務局から何かありますか。

- ○事務局長(坂本 英知君) 一つよろしいですか。
- 〇議長(小筏 正治君) はい。
- **〇事務局長(坂本 英知君)** ご承知のとおり6月の地区の地区別調査会までを過半による開催を一応 ご了解いただいたところなんですけれども、その後の開催につきましては、今の状況を見ながら、ま た来月の中旬ぐらいまでに方向性を出してやりたいと考えております。

それと、今後もこういう事態が発生するおそれがあると思いますので、今月末の地区の調査会で、会議開催のあり方についてマニュアルを皆様にお示しをしてご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(小筏 正治君) 今の件に対してご意見、ご質疑ありませんか。
本日はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。
午後4時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 5月 7日

議長

署名委員

署名委員